

詐欺的な事業の破綻により多数の消費者に深刻な財産被害を及ぼす悪質商法に係る対策パッケージ

令和8年9月

消費者庁

1. これまでの対応と取組の方向性

事業への出資や物品・権利の販売預託について、多数の消費者に対して、高額な利益や配当が得られるとして勧誘するものの、実際には、出資額や購入額に見合う配当がなされず、最終的に事業が破綻するなどして、実質的な被害回復が困難となり、その結果、消費者に深刻な財産被害を及ぼす悪質商法が多く見られる。

こうした悪質商法に対して、これまで、関係法令の規定に基づき行政処分や刑事摘発等が行われてきたところであるが、事業の実態把握や違法性の判断には相応の時間を要することが多い。

また、近時は、海外の金融商品・不動産事業等への出資やUSBメモリ等の物品の預託を始め、手口が多様化・複雑化・巧妙化しているほか、いわゆるマネー・ローンダリングの手法も多様化・複雑化・巧妙化しており、事業者の財産の把握が一層困難になっていると考えられる。

今回、消費者庁が設置した「多数の消費者に深刻な財産被害を及ぼす詐欺的な悪質商法対策プロジェクトチーム」においては、実際の消費者被害、関連する法制度や過去の検討状況等の確認、消費生活相談員に対するヒアリング等を踏まえて被害の発生・拡大防止や財産保全・被害回復に実効性のある対応策についての検討を行った。こうした悪質商法の特性として、消費者に対し、当初は利益を配当することや、苦情を申し立てられた場合には解約や返金に応じることなどにより被害が顕在化しにくい一方、配当の遅延・停止や事業者との連絡不能等により被害が顕在化した場合は、既に回復が困難な状況に至っていることが多いことが挙げられる。このような事案の特性等に鑑みると、より効果的に被害の防止等を図るためには、まずもって早期の対応が必要であると考えられる。このため、今後、以下の内容について更に詳細を検討し具体化に向けて取り組むことが重要である。

2. 財産保全及び被害回復

関係する制度としては、「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成十九年法律第百三十三号）（振り込め詐欺救済法）」や「被害回復給付金支給制度」があるが、こうした制度を活用するためには、関係機関に対し、情報を早期に提供することが必要である。

そこで、後述するとおり、被害に関する端緒情報の複線化やAIも活用した情報分析の高度化を行い、関係機関への情報提供を早期化する。

また、消費生活センターや消費者行政部局を通じて、被害に遭った消費者に対しては、事案に応じ、警察に対する相談や届出を促しつつ、地方公共団体に対して、犯罪利用預

金口座等を特定する情報を聴き取って金融機関に提供するように要請する。その際には、消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）の規定に基づき地方公共団体が設置している消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）の仕組みも活用する。

3. 端緒情報の複線化及び情報分析の高度化

こうした悪質商法は、いったん被害が発生すると回復するのは困難であるという実態が多いことを踏まえ、早期に被害の発生・拡大そのものを防止することが重要である。

そこで、被害に関する端緒情報を早期かつ確実に把握するため、以下を組み合わせた複線的な情報収集体制を整備するとともに、海外の取組も参考に、A I を積極的に活用した新たな情報分析を行う。

（１）消費生活相談情報の収集・分析（情報分析の高度化）

全国消費生活情報ネットワークシステム（P I O－N E T）は令和８年９月の更新により高度化されるところ、蓄積された相談情報を効率的・効果的に分析するため、これまでの「キーワード検索」に加え、今後は、「文脈分析やキーフレーズ分析（A I を積極的に活用し、過去の類似する事例の相談内容から抽出した勧誘・スキームに関する特徴的な文脈やキーフレーズの分析）」により、相談情報（令和６年度：約 90 万件）を分析する。このことにより、例えば、次の対応を可能とする。

- ・これまでは、相談情報に例えば「配当されない」といった具体的な被害の記載がなければ行政措置の実施が困難であったところ、破綻の初期兆候等を捉えた事業者に対する早期の対応

- ・これまでは、相談情報の記載内容は個々の事業者の事情により多岐に亘っていたところ、複数の事業者に共通する手口の早期の把握

また、A I の活用による分析の精度の向上を図るためには、P I O－N E T に入力される情報が重要であり、都道府県及び政令指定都市に情報入力に係る質の向上を総括する人員を配置するほか、消費生活相談員に対して相談概要の記載について研修等を実施する。

（２）国民生活センターの専門家派遣・巡回事業を通じた情報収集（端緒情報の複線化）

後述のとおり、独立行政法人国民生活センター（以下「国民生活センター」という。）の「高度専門相談支援室（仮称）」の専門家を地域に派遣・巡回（オンライン相談も活用）し、把握した相談事例・手口に関する情報を、消費者庁に提供・集約する。

また、国民生活センターは、相談対応の中で得られた情報について、消費者庁に提供し、早期警戒情報の公表その他の対応につなげる。消費者庁が早期警戒情報を発出した際には、国民生活センターの F A Q サイト等にも盛り込むほか、P I O－N E T を通じて、消費生活センターにも提供し、早期警戒情報のデータベースを構築するとともに、「契約前相談」で活用する。

(3) インターネット情報の収集・分析（複線化）

上記（１）（２）では捕捉困難な潜在的被害情報や勧誘態様を補完的に探知するため、ウェブサイト・SNS等の情報を収集・分析する手法を今後検討する。

4. 執行強化

関係省庁等への積極的な情報提供

収集・分析した情報は、消費者庁内において、事案によっては直ちに調査に着手した上でできる限り早期の行政処分（特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）・預託等取引に関する法律（昭和六十一年法律第六十二号））につなげるほか、消費者庁以外の関係省庁等の関係機関にも早期に情報提供を行い、執行強化につなげる。

5. 早期警戒情報の発出

(1) 手口等を特定した注意喚起

こうした悪質商法に関し、被害発生後では回復が困難になることから、被害の発生・拡大を防止するため、直ちに行政処分に至らない事案であっても、次のとおり、悪質性・重大性といった事案の内容等に応じて早期警戒情報を発出する。また、本格施行までの間においても、早期警戒情報の発出を試行的に実施する。

- ・ 一般的な注意喚起
- ・ 事業者名は必ずしも特定しないものの、商品・サービスや勧誘態様などの当該事案に関する具体的な手口に関する情報を特定した注意喚起
- ・ 消費者安全法第38条に基づく事業者名を特定した注意喚起

(2) 効果的な周知広報の検討

消費者に対する効果的な情報提供手法として、消費者庁が有するあらゆる機会を捉えて周知広報を行うほか、見守りネットワークの仕組みも活用して、地域において、福祉、警察、金融機関等の構成員を通じて、消費者に対しても早期警戒情報の提供を行うよう、地方公共団体に要請する。

また、消費者の属性に応じた効果的な媒体を通じた広報の実施や早期警戒情報のデータベースを構築しウェブサイト上で提供することを検討する。

6. 被害発生を防止する早期の消費生活相談対応

(1) 国民生活センターの専門家派遣事業等

国民生活センターに、必要な準備を行った上で金融商品やデジタル等の分野の有識者、ベテラン消費生活相談員、弁護士等の専門家で構成（常駐）する「高度専門相談支援室（仮称）」を設置し、こうした専門家を定期的・広域的に巡回させるほか、地方公共団体の要請に応じて派遣し、早期警戒情報を活用した消費生活センターにおける相談対応とともに、事業者や事業の信用性等に不安を感じる消費者が被害に遭う前段階での「契約前相談」を可能とするほか、新しい類型等の高度な現代的消費生活相談

への対応を強化する。

(2) 地方消費者行政強化交付金による地方公共団体の取組支援

金融商品やデジタル等の分野に精通する人材を「特定領域相談対応員」として都道府県及び政令市に配置する取組等を支援する。

(3) 地方公共団体への情報共有

消費者庁が定期的に開催する会議において、早期警戒情報の詳細や対応に係る優良事例の紹介等により地方公共団体の消費者行政担当者の理解を高める。

7. 消費者教育と金融経済教育

(1) 関係機関等と連携した教材の段階的開発等

多数の消費者に深刻な財産被害を及ぼす悪質商法の未然防止に向け、消費者教育と金融経済教育を有機的に連携させた消費者教育を推進する。

まず、VR体験型教材「鍛えよう、消費者力 気づく・断る・相談する」等の既存教材を更新・拡充し、全国的・集中的な一層の活用促進を図る。

加えて、金融庁や警察庁等の関係省庁、事業者団体、消費者団体、消費生活相談員や消費者教育の担い手等が参画する「教材作成委員会（仮称）」を立ち上げ、最新の被害事例や手口を踏まえ、消費者の判断過程や心理特性に着目した体験型・対話型の実践的な教材を作成し、全国的・集中的に展開する。

(2) 全国的・集中的な広報展開と消費者の行動喚起

上記(1)の教材等について、誰もが容易にアクセス・活用できるよう、全国で消費者が身近に接する場所における広報（各施設への動画・広報媒体の配信・配布を含む。交付金の活用を含む。）を併用することによる集中的な広報・周知を行うとともに、消費者の属性に応じた効果的な媒体を通じた広報の実施を検討する。

このような広報を通じて、消費者の教材コンテンツへのアクセスを促進し、消費者一人一人の消費者力を向上させ、こうした悪質商法による被害の予防を図る。

8. 体制の拡充

情報を複線的に収集するとともに集中的に分析し、注意喚起等の準備をするために、消費者庁に「早期警戒準備室」を設置する。

以上